

今年度、市では「笠間まるごと『子育て都市』宣言プロジェクト Stage2」
として、全分野一体となった子育て施策を展開していきます。
このコーナーでは、同プロジェクトの事業の一部を、不定期で紹介します。

児童手当の制度が変わります

令和6年10月分（12月支給分）から児童手当が拡充されます

児童手当法が改正され、令和6年10月分（12月支給分）の児童手当から、制度内容が下記のとおり変更となります。

○制度改正の内容について

- 支給期間が高校生年代まで延長されます
- 所得制限が撤廃されます
- 第3子以降の支給額が増額されます（月 15,000 円から月 30,000 円に増額）
- 多子加算（第3子以降）の算定対象が大学生年代まで拡大されます
- 支給月が年6回になります（偶数月に支給）



	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分以降）
支給対象	中学校修了までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	高校生年代までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
所得制限	あり	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満：15,000円 ● 3歳から小学校修了まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ● 中学生：10,000円 ● 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：5,000円（特例給付） ※ 所得上限限度額以上：0円 	<ul style="list-style-type: none"> ● 3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ● 3歳から高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円 ※ 第3子以降とは、養育している児童（22歳に到達した年度末まで）のうち、3番目以降の支給対象児童（高校生年代まで）をいいます。
第3子の算定対象	高校生年代まで （18歳に到達した年度末まで）	大学生年代まで （22歳に到達した年度末まで）
支給月	2月、6月、10月（年3回）	偶数月（年6回）

○申請手続きについて

制度改正により申請が必要になる場合があります。

申請が必要となる方の申請方法などにつきましては、9月下旬発送の通知または、ホームページにてご確認ください。



詳しくはこちら

問 こども福祉課（内線 164・165）